

理事・監事及び評議員に対する報酬等支給基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 松原福祉会(以下当法人といふ。)の理事、監事及び評議員に対する報酬に関し必要な事項を定め、この規定をもって報酬等の支給の基準として公表することを目的とする。

(定義)

第2条 当法人の理事、監事、及び評議員に対して、無報酬とする。